

台湾不当労働行為裁決委員会による東京都労働委員会視察 次第

平成 26 年 8 月 26 日 (火) 9:30～11:30  
都庁第一本庁舎南側 34 階 第 1 審問室

- 1 挨拶 劉 台湾不当労働行為裁決委員会第一部会長  
房村 東京都労働委員会会長
- 2 事前質問への回答、質疑応答 70分
- 3 その他意見交換 30分
- 4 挨拶 台湾不当労働行為裁決委員会  
東京都労働委員会
- 5 写真撮影など

東京都労働委員会の名簿（2014年8月26日）

	氏名	英文氏名	役職	本職	
公益委員	1	房村 精一	FUSAMURA SEIICHI	会長	弁護士
	2	岸上 茂	KISHIGAMI SHIGERU	会長代理	弁護士
	3	森戸 英幸	MORITO HIDEYUKI	会長代理	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	4	水町 勇一郎	MIZUMACHI YUICHIROU	公益委員	東京大学社会科学研究所教授
	5	川田 琢之	KAWATA TAKUYUKI	公益委員	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
	6	遠藤 雅彦	ENDOU MASAHIKO	事務局長	
	7	榎園 弘	ENOKIZONO HIROSHI	総務課長	
	8	門柳 明子	KADOYANAGI AKIKO	審査調整課長	
	9	中川 佳也	NAKAGAWA YOSHINARI	調整担当課長	
事務局職員					

# 事 業 概 要

平成25年版



東京都労働委員会

## 目 次

労働委員会の主要機能	1
I 総説	
1 制度の概要	2
2 委員	2
II 労働委員会の活動	
1 会長及び会長代理	3
2 委員会の会議	3
3 委員の活動状況	3
4 事務局の組織と分掌事務	4
(1) 組織	4
(2) 課の分掌事務	5
5 人事	6
6 予算	7
7 広報	7
III 主要事業の概要	
1 取扱件数の推移	8
2 不当労働行為の審査	8
(1) 審査の状況	9
(2) 審査の期間の目標	11
3 労働組合の資格審査	13
(1) 取扱件数	14
(2) 申請事由別取扱件数及び構成比	14
4 労働争議の調整	15
(1) 取扱件数	15
(2) 調整の方法別取扱件数及び構成比	16
(3) 調整事項別取扱件数及び構成比	17
(4) 使用者の事業所規模別・産業別の取扱件数及び構成比	17
5 労働争議の実情調査	18
(1) 取扱件数	18
(2) 調査対象別取扱件数及び構成比	19

6	相談	20
7	再審査と行政訴訟	20

#### 参 考 資 料

1	第40期東京都労働委員会委員名簿	22
2	不当労働行為の種類	24
3	不当労働行為の審査の手続	25
4	調整の方法	26
5	あっせんの手続	27
6	審査の目標期間	28
7	労働委員会制度改正の概要	29

## 労働委員会の主要機能

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                 1 不当労働行為の審査             </div>	<p>&lt;根拠：労働組合法&gt;</p> <p>労働組合法第7条は、使用者による以下の行為等を「不当労働行為」として禁止している。①労働者が労働組合の組合員であることや労働組合に加入しようとしたことを理由とする解雇その他の不利益取扱いをすること。②正当な理由なく労働組合との団体交渉に応じないこと。③労働組合の結成又は運営に支配介入すること。</p> <p>労働委員会は、労働組合又は労働者から不当労働行為救済の申立てがあった場合、使用者の行為が不当労働行為に該当するか否かを審査し、不当労働行為に該当する場合は救済命令を発し、労使関係の正常化に必要な措置を命じている。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                 2 資格審査の審査             </div>	<p>&lt;根拠：労働組合法&gt;</p> <p>労働組合が下記の手続を行う場合に、労働組合法に定めた要件を備えているか否か、労働委員会が審査する制度である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎不当労働行為の救済を申し立てるとき。</li> <li>◎法人登記のため必要な証明書の交付を受けるとき。</li> <li>◎労働者供給事業を行うために必要な許可の手続をするとき。</li> <li>◎労働委員会の労働者委員を推薦するとき。</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                 3 労働争議の調整             </div>	<p>&lt;根拠：労働関係調整法&gt;</p> <p>労働組合と使用者の間の紛争を、当事者いずれか一方あるいは双方の申請に応じて、公正な立場で調整し、解決を図るもので、以下の3通りの方法がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎あっせん：あっせん員が当事者の事情を聴き、団体交渉のとりもちや、双方の主張のとりなし、あっせん案を提示するなどして、合意を図る。</li> <li>◎調停：調停委員会が当事者の意見を聴取した上で調停案を作成し、双方にその受諾を勧めることによって争議の解決を図る。</li> <li>◎仲裁：当事者双方が争議の解決を仲裁委員会にゆだね、仲裁裁定にしたがって争議を解決する。</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                 4 労働争議の実情調査             </div>	<p>&lt;根拠：労働関係調整法&gt;</p> <p>主として、争議予告通知を受けた公益事業について争議の内容を調査する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                 5 相談             </div>	<p>あっせん等の申請、不当労働行為救済申立ての手続等について相談に応じる。</p>

# I 総 説

## 1 制度の概要

東京都労働委員会は、労働組合法第19条の12及び地方自治法第180条の5に基づいて設置された合議制の行政委員会であり、公平な立場の第三者として労使間の紛争処理を行うことにより、労働基本権の保護と労使関係の安定、正常化を図ることを目的にしている。

労働委員会の権限及び事務は、労働組合法第20条及び地方自治法第202条の2に規定されており、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき、労使間の紛争の処理に当たっている。

労働委員会の機能は、判定的機能と調整的機能とに大別できる。判定的機能としては、不当労働行為の審査及び労働組合の資格審査等があり、調整的機能としては、労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）及び労働争議の実情調査等がある。

## 2 委 員

当委員会は、「公益委員」、「労働者委員」及び「使用者委員」の三者で構成されており、委員数は各13名、計39名である（労働組合法第19条、同法第19条の12、同法施行令第25条の2）。

「公益委員」は「使用者委員」及び「労働者委員」の同意を得て知事が任命し、また、「労働者委員」は都内の労働組合の推薦に基づき、「使用者委員」は都内の使用者団体の推薦に基づき、それぞれ知事が任命する。任期は2年であるが、再任を妨げない（同法第19条の12、第19条の5）。委員は、すべて非常勤である。

平成25年8月7日現在の委員は、参考資料1（22、23ページ）の委員名簿のとおりである。

## II 労働委員会の活動

### 1 会長及び会長代理

会長及び会長代理は、公益委員の中から委員の選挙によって選ばれる（労働組合法第19条の12第6項、同法第19条の9第2項及び第4項）。

会長は、委員会の会務を総理し委員会を代表する（同法第19条の12第6項、同法第19条の9第3項）とともに、委員会の会議を招集する（同法第21条第2項）。

会長代理は、会長がその職務を行うことができないときに、会長の職務を代行する（労働組合法第19条の12第6項、同法第19条の9第4項）。

### 2 委員会の会議

委員会は合議制であり、重要事項はすべて会議で決定される。委員会の主な会議には、委員全員で行う「総会」と公益委員のみで行う「公益委員会会議」があり、毎月2回定例的（原則として第1・第3火曜日）に開催している。

「総会」の付議事項は、会長・会長代理の選挙、あっせん員候補者の委嘱・解任、調停・仲裁の開始等で、委員会運営上の基本的事項を審議する。

「公益委員会会議」の付議事項は、不当労働行為に関する命令・決定、労働組合の資格審査等である。

### 3 委員の活動状況

委員は、前記の総会・公益委員会会議に出席するほか、不当労働行為の審査（調査、審問、和解）及び労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）など、担当事件の処理にあたっている。

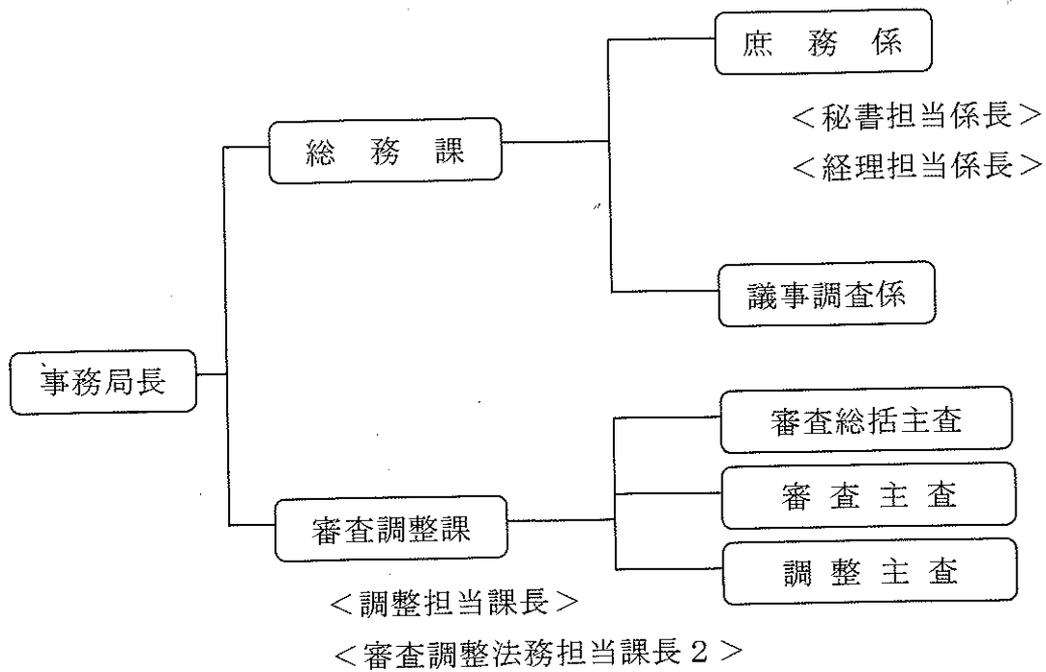
平成24年度における委員の活動回数は、延べ3,834回となっている。

#### 4 事務局の組織と分掌事務

委員会の事務を整理するため、事務局が置かれ（労働組合法第19条の12、同法第19条の11）、事務局には課を置いている。

事務局の組織及び課の分掌事務は、次のとおりである。

##### (1) 組 織（平成25年4月1日現在）



(2) 課の分掌事務

<p>総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事務局所属職員の人事及び給与に関すること。</li> <li>② 事務局事務に関する法規の調査及び解釈に関すること。</li> <li>③ 事務局の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。</li> <li>④ 事務局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。</li> <li>⑤ 事務局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。</li> <li>⑥ 公印の管理に関すること。</li> <li>⑦ 委員相互間の連絡に関すること。</li> <li>⑧ 他の労働委員会との連絡調整に関すること。</li> <li>⑨ 事務局の予算、決算及び会計に関すること。</li> <li>⑩ 委員会及び事務局の秘書事務に関すること。</li> <li>⑪ あっせん員候補者の委嘱に関すること。</li> <li>⑫ 総会及び公益委員会議等委員会の会議に関すること。</li> <li>⑬ 会議記録の作成及び保管に関すること。</li> <li>⑭ 委員会の施策及び制度に係る基礎的調査に関すること。</li> <li>⑮ 資料及び統計の収集、整理及び保存に関すること。</li> <li>⑯ 月報及び年報の刊行に関すること。</li> <li>⑰ 事務局事務の総合調整に関すること。</li> <li>⑱ 事務局事務の管理改善及び行政評価の実施に関すること。</li> <li>⑲ 事務局事務の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。</li> <li>⑳ 広報及び広聴に関すること。</li> <li>㉑ 審査調整課に属しないこと。</li> </ul>
<p>審査調整課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働組合の資格審査及び証明に関すること。</li> <li>② 労働協約の地域的・一般的拘束力の適用に関すること。</li> <li>③ 不当労働行為に関する調査、審問、命令、裁判所に対する通知及び訴訟に関すること。</li> <li>④ 労働関係調整法第42条の規定に基づく処罰請求に関すること。</li> <li>⑤ 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示に関すること。</li> <li>⑥ 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。</li> </ul>

審 査 調 整 課	⑦ 争議行為の発生の届出の受理に関すること。
	⑧ 公益事業に係る争議行為の予告通知の受理に関すること。
	⑨ 労働争議の実情調査に関すること。
	⑩ 労働争議調整申請、不当労働行為救済申立て及び労働組合資格審査申請の手続の相談に関すること。

## 5 人 事

事務局には、会長の同意を得て知事が任命する事務局長及び必要な職員が置かれている。事務局の職員定数は、下表のとおりである。

(平成25年4月1日現在) (人)

区 分	総 務 課	審査調整課	計
局 長 級	1	—	1
部 長 級	—	—	—
課 長 級	1	4	5
係 長 級	4	15	19
一 般 職 員	5	8	13
計	11	27	38

(注1) 課長級は、総務課長並びに審査調整課長、調整担当課長及び審査調整法務担当課長(2名)である。

(注2) 係長級は、課長補佐、係長、担当係長及び主査である。

(注3) 一般職員には主任を含む。

(注4) 職員は、すべて事務職である。

## 6 予 算

平成25年度当初予算は、歳出総額660,000千円で、前年度当初予算に比べ、10,000千円（1.5%）の減額となっている。

区 分	平成25年度		平成24年度		差引増(△)減 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
報酬及び給与	596,178	90.3	606,081	90.5	△9,903
事業費	63,822	9.7	63,919	9.5	△97
計	660,000	100.0	670,000	100.0	△10,000

(注) 報酬及び給与の内訳は、報酬、人件費、通勤手当等（時間外勤務手当を除く。）である。

## 7 広 報

当委員会では、ホームページ上で委員会の仕組みや利用の方法などを紹介しているほか、労使紛争の予防などにつながるよう、これまで都労委が発出した審査事件の命令の概要や事件の取扱状況を示した統計資料などを提供している。

また、平成24年からは、より多くの都民に情報が届くよう、ツイッターを活用した情報発信にも取り組んでいる。

このほか、都民向けの広報資料を作成し、労働委員会制度の普及に努めている。

### Ⅲ 主要事業の概要

#### 1 取扱件数の推移

平成24年度における取扱総件数は1,158件で、平成23年度と比較し36件の減少となっている。

取扱総件数及び各事業別取扱件数の推移は、下表のとおりである。

各事業別の取扱件数推移

(件)

事業別 年度	不当労働 行為の審査	労働組合の 資格審査	労働争議の 調整	労働争議の 実情調査	取扱 総件数	対前年度 増減(△)
20年度	358	321	185	193	1,057	△ 134
21年度	393	354	232	215	1,194	137
22年度	432	382	183	192	1,189	△ 5
23年度	427	413	177	177	1,194	5
24年度	424	397	159	178	1,158	△ 36

#### 2 不当労働行為の審査

憲法では、労働者の地位を使用者と対等の立場におくため、労働三権（団結権・団体交渉権・争議権）を保障している（憲法第28条）。

この労働三権を具体的に保障するために、労働組合法は、第7条第1号から第4号までに掲げる使用者の行為を「不当労働行為」として禁止している。

労働組合又は労働者は、不当労働行為と思われる使用者の行為があった場合、労働委員会に対して救済の申立てをすることができる。

不当労働行為の審査は、申立人（労働組合又は労働者）からの不当労働行為救済の申立てに基づき、使用者の行った行為が、労働組合法第7条各号に規定する不当労働行為に該当するかどうかを判断するものである。

審査においては、「調査」（争点や証拠の整理等）、「審問」（証人尋問等）などの手続を行う。手続の過程で当事者間の合意による「和解」で解決する場

合もあるが、審査の結果、救済又は棄却等の「命令」を発することもある。

不当労働行為の類型及び審査の手続については、参考資料2、3（24、25ページ）のとおりである。

## (1) 審査の状況

### ① 取扱件数

平成24年度における取扱件数は、424件である。その内訳は、前年度からの繰越件数が321件、新受付件数が103件となっている。

また、平成24年度の終結件数は、121件である。

不当労働行為の審査事件の取扱件数推移 (件)

年度	取扱件数 (A+B)	前年度からの 繰越件数(A)	新受付 件数(B)	終結件数	繰越件数
20年度	358	264	94	85	273
21年度	393	273	120	88	305
22年度	432	305	127	110[1]	322
23年度	427	322	105	106	321
24年度	424	321	103	121	303

(注) 終結件数欄の [ ] は一部分離命令で外数である。

また、平成24年度の東京都の取扱件数は、424件と全国の約半数(46.9%)を占めている。

審査事件取扱件数 (全国対比表)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
東京都(件)	358	393	432	427	424
全国(件)	851	923	922	923	904
比率(%)	42.1	42.6	46.9	46.3	46.9

## ② 不当労働行為の類型別取扱件数及び構成比

平成24年度の不当労働行為の類型別取扱件数をみると、不利益取扱いが295件（69.6%）と最も多く、次いで支配介入が231件（54.5%）となっている（表1）。

なお、審査事件は、単一の事由により申し立てられるものよりも、申立事由が複合するものが多い（表2）。

表1 不当労働行為の審査事件の類型別取扱件数及び構成比

申立事由 (労組法各号)	不利益取扱い (1号)	団交拒否 (2号)	支配介入 (3号)	労委申立てにかかる不利益取扱い(4号)
取扱件数(件)	295	214	231	11
構成比(%)	69.6	50.5	54.5	2.6

(注1) 複数の事由を申し立てる事件については、各事由毎に件数を計上している。

(注2) 構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入したもの（以下同様）であり、合計の数値は表2各欄の合計に必ずしも一致しない。

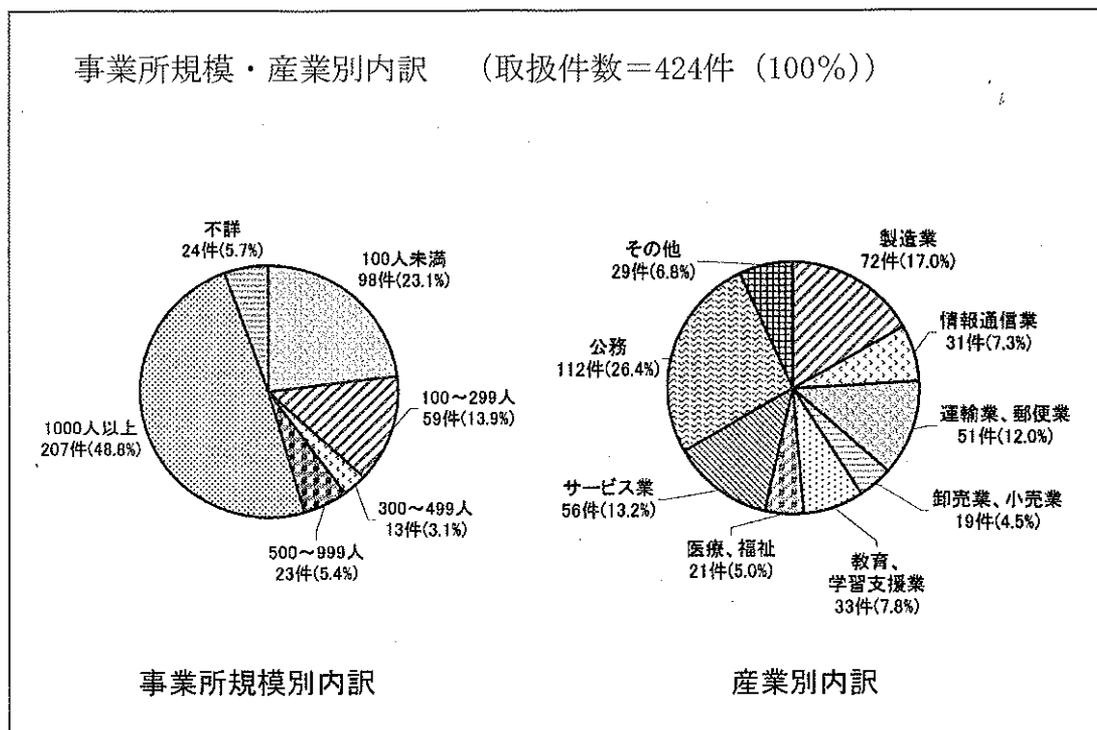
表2 単一類型・複合類型別取扱件数

申立事由		取扱件数(件)	構成比(%)
単一類型	不利益取扱い(1号)	82	19.3
	団交拒否(2号)	85	20.0
	支配介入(3号)	13	3.1
	労委申立てに係る不利益取扱い(4号)	1	0.2
	計	181	42.7
複合類型	不利益取扱い・団交拒否(1・2号)	23	5.4
	不利益取扱い・支配介入(1・3号)	109	25.7
	不利益取扱い・労委申立てに係る不利益取扱い(1・4号)	1	0.2
	団交拒否・支配介入(2・3号)	30	7.1
	不利益取扱い・団交拒否・支配介入(1・2・3号)	71	16.7
	不利益取扱い・団交拒否・労委申立てに係る不利益取扱い(1・2・4号)	1	0.2
	不利益取扱い・支配介入・労委申立てに係る不利益取扱い(1・3・4号)	4	0.9
	不利益取扱い・団交拒否・支配介入・労委申立てに係る不利益取扱い(1・2・3・4号)	4	0.9
計	243	57.3	
合計	424	100.0	

### ③ 被申立人（使用者）の事業所規模別・産業別の取扱件数及び構成比

平成24年度の被申立人（使用者）の事業所規模別取扱件数をみると、1,000人以上の事業所が207件（48.8%）と特に多い。

被申立人（使用者）の産業別取扱件数をみると、公務が112件（26.4%）と最も多くなっている。



### (2) 審査の期間の目標

不当労働行為の審査の迅速化・的確化を目的とした平成16年11月の労働組合法改正（平成17年1月施行）により、労働委員会は、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の状況を公表することとなった（同法第27条の18）。

当委員会では、審査期間の目標を、原則として1年6か月とし（平成20年1月1日から実施）、迅速化に取り組んできた。

さらに、一層の迅速化を図るため、平成24年度には、審問終了後、より早い時点において争点に対する判断の方向性を絞り込むことや、命令発出までのきめ細やかな進行管理などの取組を行うこととした。

平成20年1月1日以降の申立事件に係る目標達成状況（平成25年3月末現在）

新規申立・終結状況（平成20年1月1日以降）

	新規 申立	終結状況			合計	未終結	
		取下	和解	命令・ 決定		うち1 年6か 月経過	
件数 (件)	576	79	256	78	413	163	70
平均処 理日数 (日)		344.7	304.9	775.7	401.4		

終結事件の処理日数別内訳

	取下	和解	命令・ 決定	合計
6か月以内	30	89	0	119
6か月超～1年以内	16	91	2	109
1年超～1年6か月以内	18	44	11	73
1年6か月以内	64	224	13	301
1年6か月超	15	32	65	112

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況  
(平成17年1月1日から平成19年12月末までの新規申立て)

平成20年1月1日から審査の期間の目標を原則として2年から1年6か月に短縮したが、平成17年1月1日（改正労働組合法施行日）以降から平成19年12月末までの新規申立事件の処理状況を示すと、以下のとおりである。

平成17年1月1日から平成19年12月末までの新規申立事件304件のうち、平成24年6月末までに終結した事件は266件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。

また、終結事件266件に係る平均処理日数は491.1日であった。

①新規申立・終結状況

	新規 申立	終結状況			合計	未終結
		取下	和解	命令・ 決定		
件数(件)	304	29	180	57	266	38
平均処理 日数(日)		359.0	429.4	753.2	491.1	

②終結事件の処理日数別内訳

	取下	和解	命令・ 決定	合計
6か月以内	13	38	0	51
6か月超～1年以内	8	51	6	65
1年超～1年6か月以内	2	46	9	57
1年6か月超～2年以内	2	20	12	34
2年以内計	25	155	27	207
2年超	4	25	30	59

3 労働組合の資格審査

労働組合の資格審査とは、労働組合が、自主的かつ民主的に組織・運営されているかなど、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかを審査するものである。

労働組合は、法人登記をするために必要な証明書の交付を受けるとき、不当労働行為の救済を申し立てるとき、労働者供給事業を行うために必要な許可の手続をするとき等に、資格審査を申請する。

(1) 取扱件数

平成24年度における取扱件数は、397件である。その内訳は、前年度からの繰越件数が239件、新受付件数が158件となっている。

また、平成24年度の終結件数は、184件である。

労働組合の資格審査の取扱件数推移

(件)

年度	取扱件数 (A+B)	前年度からの繰越件数(A)		終結件数	繰越件数
		前年度からの繰越件数(A)	新受付件数(B)		
20年度	321	182	139	148	173
21年度	354	173	181	144	210
22年度	382	210	172	144	238
23年度	413	238	175	174	239
24年度	397	239	158	184	213

(2) 申請事由別取扱件数及び構成比

平成24年度の申請事由別取扱件数をみると、不当労働行為救済の申立てのための申請が358件（90.2%）と、その大部分を占めている。

労働組合の資格審査の申請事由別取扱件数及び構成比

申請事由	不当労働行為救済申立て	法人登記	労働者供給事業許可申請	労働委員会委員の推薦	計
取扱件数(件)	358	30	9	0	397
構成比(%)	90.2	7.6	2.3	0.0	100.0

#### 4 労働争議の調整

労働争議の調整は、労働関係調整法、地方公営企業等の労働関係に関する法律等に基づいて行うもので、調整の方法としては、「あっせん」、「調停」及び「仲裁」がある。

「あっせん」は、会長から指名されたあっせん員が、労使双方の主張の要点を確認し、労使の間に立ち、労使の自主的な交渉を側面から援助して、労働争議・紛争を解決に導く手法である。

「調停」は、会長から指名された公労使委員からなる三者構成の調停委員会が、労使双方の主張の要点を確かめ、公正適切な判断によって作成した「調停案」を関係当事者に提示し、その受諾を勧告して両当事者の妥協を図り、労働争議・紛争を解決に導く手法である。

「仲裁」は、会長が指名した3名以上の奇数の公益委員で構成する仲裁委員会が、労使双方の主張を踏まえて「仲裁裁定」を出し、労働争議・紛争を解決する手法である。「仲裁裁定」は、労使当事者を拘束する。

なお、調整の方法については参考資料4（26ページ）、あっせんの手続については参考資料5（27ページ）のとおりである。

##### (1) 取扱件数

平成24年度における調整事件全体の取扱件数は159件であり、159件の内訳は、前年度からの繰越件数が36件、新受付件数が123件となっている。

また、平成24年度の終結件数は、135件である。

労働争議の調整の取扱件数推移

(件)

年度	取扱件数 (A+B)			終結件数	繰越件数
		前年度からの 繰越件数(A)	新受付 件数(B)		
20年度	185	20	165	144	41
21年度	232	41	191	203	29
22年度	183	29	154	154	29
23年度	177	29	148	141	36
24年度	159	36	123	135	24

また、平成24年度の東京都の取扱件数は、159件と全国の約3割(30.5%)を占めている。

調整事件取扱件数(全国対比表)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
東京都(件)	185	232	183	177	159
全国(件)	656	812	635	631	522
比率(%)	28.2	28.6	28.8	28.1	30.5

(2) 調整の方法別取扱件数及び構成比

平成24年度の調整の方法別取扱件数をみると、1件を除きあつせんとなっている。

労働争議の調整の方法別取扱件数及び構成比

調整の方法	あつせん	調停	仲裁	計
取扱件数(件)	158	1	0	159
構成比(%)	99.4	0.6	0.0	100.0

### (3) 調整事項別取扱件数及び構成比

平成24年度の調整事項別取扱件数をみると、団交促進が94件（56.0%）と最も多くなっている。

#### 労働争議の調整事項別取扱件数及び構成比

調整事項	団交促進	賃金等	経営又は人事	給与以外の労働条件	その他
取扱件数(件)	94	31	28	9	6
構成比(%)	56.0	18.5	16.7	5.4	3.6

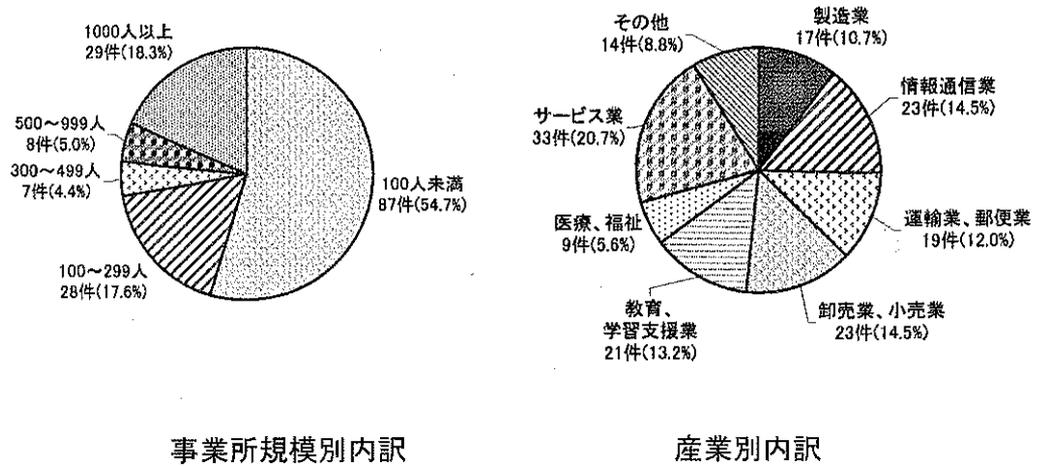
(注) 1事件について複数の調整事項を申請するケースがあるので、調整事項別取扱件数の合計は、労働争議の調整の取扱件数と一致しない。

### (4) 使用者の事業所規模別・産業別の取扱件数及び構成比

平成24年度の使用者の事業所規模別取扱件数をみると、100人未満の事業所が87件（54.7%）と特に多い。

産業別取扱件数をみると、サービス業が33件（20.7%）と最も多くなっている。

事業所規模・産業別内訳 (取扱件数=159件 (100%))



## 5 労働争議の実情調査

労働争議の実情調査は、主として、労働関係調整法第37条により争議予告通知を受けた公益事業（運輸・医療・公衆衛生など）について、争議の内容を調査している。

公益事業において、当事者である労働組合又は使用者が争議行為をしようとする場合は、争議行為をする10日前までに、労働委員会と都知事に争議予告通知を提出しなければならないとされている（労働関係調整法第37条）。

### (1) 取扱件数

平成24年度における取扱件数は、178件である。その内訳は、前年度からの繰越件数が63件、新受付件数が115件となっている。

また、平成24年度の終結件数は、112件である。

労働争議の実情調査の取扱件数推移

(件)

年度	取扱件数 (A+B)			終結件数	繰越件数
		前年度からの 繰越件数(A)	新受付 件数(B)		
20年度	193	66	127	126	67
21年度	215	67	148	145	70
22年度	192	70	122	125	67
23年度	177	67	110	114	63
24年度	178	63	115	112	66

(2) 調査対象別取扱件数及び構成比

平成24年度の調査対象別取扱件数をみると、116件(65.2%)の医療業が最も多くなっている。

労働争議の実情調査の対象別取扱件数及び構成比

調査対象	医療業	廃棄物 処理業	通信・ 運輸業	その他	計
取扱件数(件)	116	55	7	0	178
構成比(%)	65.2	30.9	3.9	0.0	100.0

## 6 相 談

労働争議の調整の申請、不当労働行為救済の申立て、労働組合の資格審査の申請の方法、手続等について、随時、労使の相談に応じている。

平成24年度における相談件数は、1,415件であり、労働争議の調整の相談が最も多くなっている。

相談の内容別取扱件数及び構成比

相談の内容	労働争議の調整	不当労働行為の審査	労働組合の資格審査	その他	計
取扱件数(件)	311 (123)	304 (103)	289 (158)	511 (1)	1,415 (385)
構成比(%)	22.0	21.5	20.4	36.1	100.0

(注1) 取扱件数の( )内は、申請・申立て件数(内数)である。

(注2) 「その他」には、賃金や退職金の不払い、解雇等についての個別的労働問題を含む。

## 7 再審査と行政訴訟

不当労働行為救済申立てに係る審査の結果、委員会の発した命令に不服のある当事者は、中央労働委員会に対して再審査の申立てをするか、又は地方裁判所に対して命令の取消しを求める行政訴訟を提起することができる(労働組合法第27条の15、同法第27条の19)。

平成25年3月31日現在では、中央労働委員会に34件の再審査が係属し、また、裁判所に3件の行政訴訟も係属している。

# 参 考 资 料

参考資料 1

第 40 期 東京都労働委員会委員名簿

(平成 25 年 8 月 7 日現在)

※ 任期 平成 23 年 12 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日

公益委員 (◎は会長、○は会長代理)

氏 名	現 職 等
◎房村 精一	弁護士 (第二東京弁護士会)
○白井 典子	弁護士 (東京弁護士会)
篠崎 鉄夫	日本放送協会 会友
岸上 茂	弁護士 (第一東京弁護士会)
後藤 邦春	弁護士 (第一東京弁護士会)
稲葉 康生	(株) 毎日新聞社 名誉職員・ジャーナリスト
馬越 恵美子	桜美林大学 経済経営学系教授
平沢 郁子	弁護士 (東京弁護士会)
栄枝 明典	弁護士 (第二東京弁護士会)
菊池 馨実	早稲田大学 法学学術院教授
櫻井 敬子	学習院大学 法学部教授
森戸 英幸	慶応義塾大学大学院 法務研究科教授
水町 勇一郎	東京大学 社会科学研究所教授

労働者委員

氏 名	現 職 等
荒木 茂仁	全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 書記長
元村 英一	電機連合東京地方協議会 特別常任幹事
池田 政一	全水道東京水道労働組合 特別執行委員
谷川 和義	情報労連東京都協議会 特別幹事
二宮 誠	UAゼンセン東京都支部 支部長

氏名	現職等
高村 豊	JAM東京千葉 参与
小山内 文春	全日本金属情報機器労働組合 東京地方本部 執行委員長
軍司 輝雄	自治労東京都本部 顧問
青木 美仁	自動車総連東京地協 議長
傳田 雄二	連合ユニオン東京 副委員長
早乙女 湯一	東京都電力総連 会長
米田 易憲	運輸労連 東京都連合会 執行委員長
秋山 庸子	UAゼンセン西友労働組合 中央書記長

### 使用者委員

氏名	現職等
岩松 良彦	鹿島建設(株) 社友
助川 秀和	(社)日本セカンドライフ協会 理事長
赤石沢 寿彦	東京経営者協会 顧問
小平 正宣	東京経営者協会 顧問・(株)トヨタ自動車 社友
梅内 克範	大崎電気工業(株) 社友
秀野 政雄	東京経営者協会 常任理事
河野 通剛	東京経営者協会 顧問
高橋 功	東京都中小企業団体中央会 副会長
小串 正次郎	(財)産業雇用安定センター 理事長
石井 敏雄	東京都中小企業経営者協会 理事・事務局長
甲斐 宏	(株)エーケーダイカスト工業所 代表取締役 社長
内田 隆文	(株)資生堂 社友
阿部 智幸	東京商工会議所 総務統括部付統括調査役

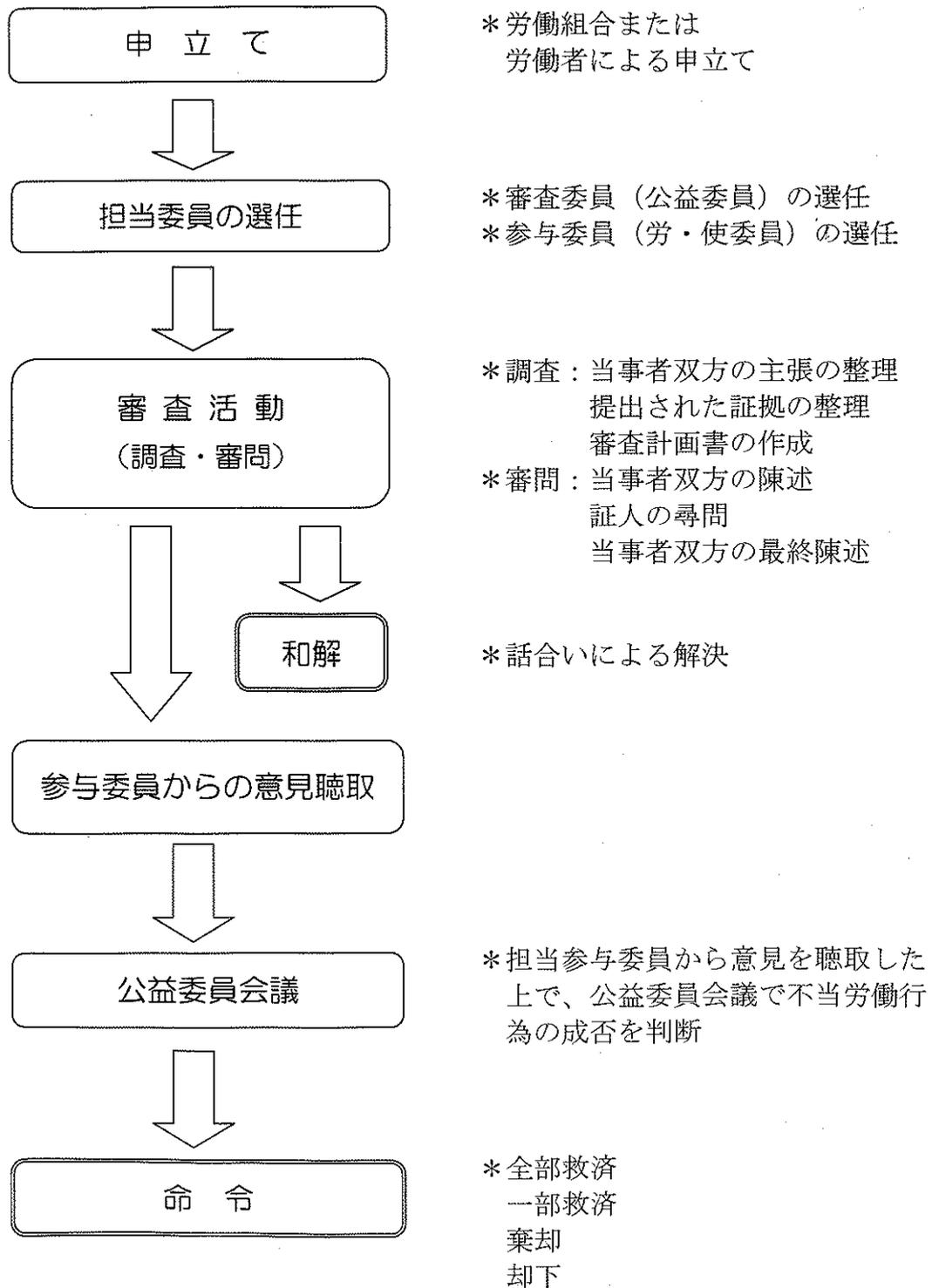
参考資料 2

不当労働行為の類型

類型別	労働者（労働組合）が……	使用者が……	号 別
不利益 取扱い	1 労働組合の組合員であること 2 労働組合に加入したりこれを 結成しようとしたりしたこと 3 労働組合の正当な行為をした こと	を理由に 1 解雇すること 2 その他不利益な取扱 いをすること	1 号
黄犬契約	1 労働組合に加入しないこと 2 労働組合から脱退すること	を雇用条件とすること	
団体交渉 の拒否	団体交渉を申し入れたこと	に対して正当な理由なく拒否 すること	2 号
支配介入	1 労働組合を結成すること 2 労働組合を運営すること	に対して支配介入すること	3 号
経費援助	労働組合の運営に要する費用	を援助すること	
労働委員 会に申立 てなどを したこと を理由と する不利 益取扱い	1 労働委員会に不当労働行為 救済の申立てをしたこと 2 不当労働行為の命令について 再審査申立てをしたこと 3 1、2 及び争議の調整の際に 証拠を提出したり発言したりし したこと	を理由に 1 解雇すること 2 その他不利益な取扱 いをすること	4 号

(注) 号別は、労働組合法第7条各号を示す。

## 不当労働行為の審査の手続

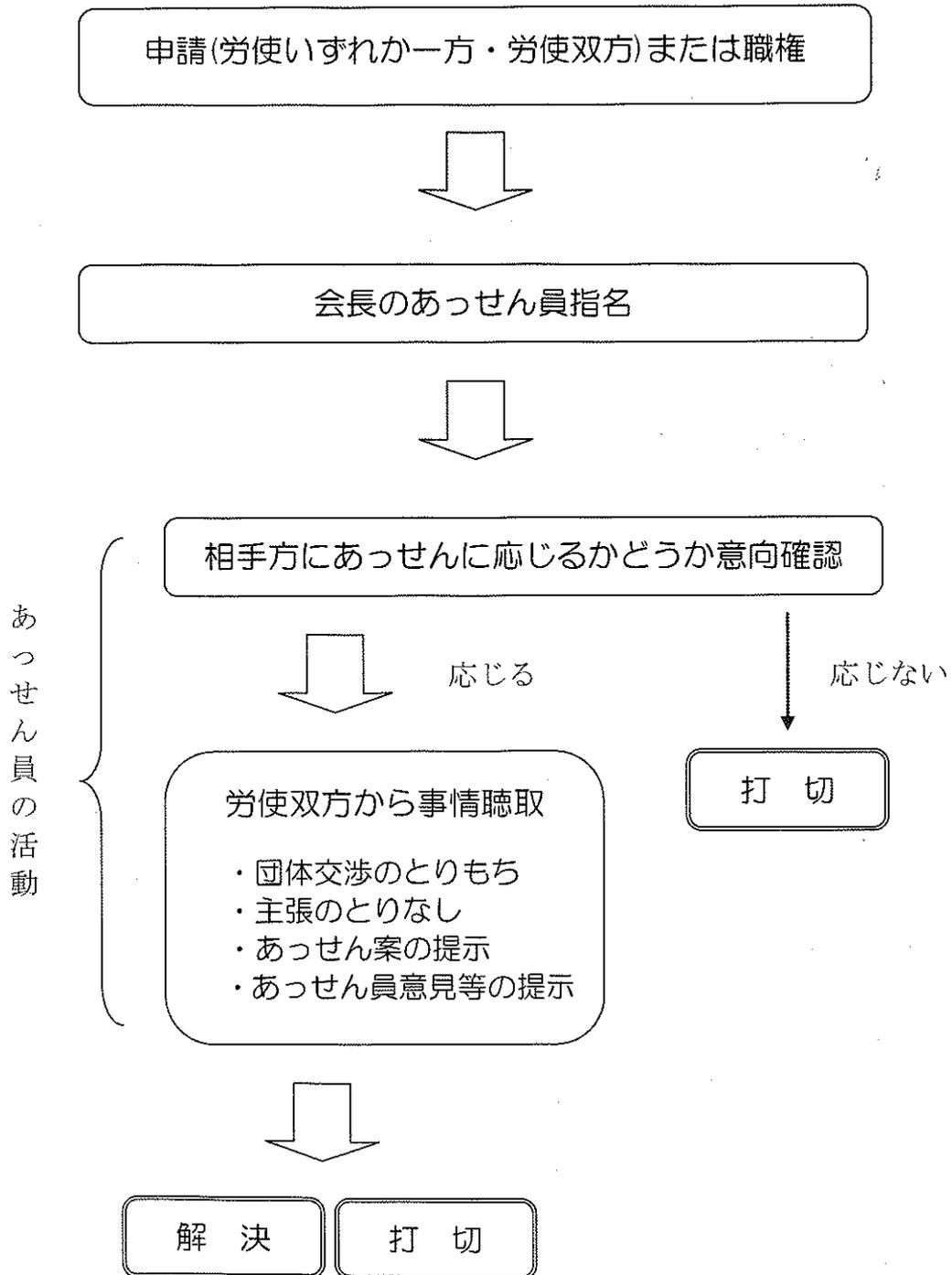


参考資料 4

調 整 の 方 法

	あ つ せ ん	調 停	仲 裁
担当者	あ つ せ ん 員 1人又は数人	調 停 委 員 会 公益委員 労働者委員 } 同 使用者委員 } 数	仲 裁 委 員 会 公益委員 3名以上の奇数 労使委員は意見を述べるができる
開始事由	1 労使いずれか一方の申請 2 労使双方の申請 3 職権	1 労使双方の申請 2 労使いずれか一方の申請 { 労働協約に定めのある場合及び 公益事業の場合 } 3 職権 4 厚生労働大臣又は知事の請求	1 労使双方の申請 2 労使いずれか一方の申請 { 労働協約に定めのある場合 }
解決案の提示	提示することもある	原則提示	原則提示
解決案の受諾	任 意	任 意	労働協約と同一の効力を持って当事者を拘束

## あっせんの手続



## 参考資料6

### 審査の目標期間

平成19年10月16日  
公益委員会議決定

#### 1 目標期間の決定方法

拡大幹事会で、労働者委員、使用者委員の確認を経て、公益委員会議で決定し、総会に報告する。

#### 2 目標期間

労働組合法第27条の18の規定に基づく審査の期間の目標は、原則として1年6か月とする。

注 この審査の期間の目標は、個々の事件の目標ではなく、事件の総体的な目標である。

この目標期間は、平成20年1月1日から実施する。

### 審査の目標期間の設定

平成17年3月1日  
公益委員会議決定

#### 1 目標期間の決定方法

拡大幹事会で、労働者委員、使用者委員の確認を経て、公益委員会議で決定し、総会に報告する。

#### 2 目標期間

労働組合法第27条の18の規定に基づく審査の期間の目標は、当面は2年とする。

注 この審査の期間の目標は、個々の事件の目標ではなく、事件の総体的な目標である。

(理由)

都労委方針（平成16年7月決定。原則として2年以内のできるだけ早い時期に終結させることを目標とする。）をもとに、2年とする。

## 労働委員会制度改正の概要（平成 17 年 1 月 1 日施行）

### 1 労働委員会制度改正の経緯

不当労働行為審査制度は、昭和 24 年に労働組合法が全面改正されて以来、基本的な見直しが行われずにきたが、審査の長期化や、命令に対する取消率の高さ等の問題を抱えていた。

一方、平成 14 年 3 月の司法制度改革推進計画において、労働関係事件への総合的な対策強化がうたわれ、厚生労働省の労働政策審議会は、法的措置を中心とする不当労働行為審査制度の抜本的見直しが必要として、平成 15 年 12 月、「労働委員会の審査迅速化等を図るための方策について」を建議した。

これを受け、平成 16 年 11 月、審査の迅速化、的確化を図ることを目的として、審査手続及び審査体制を整備する等の労働組合法の改正が行われ、平成 17 年 1 月から施行された。

### 2 労働組合法改正の主な内容

- (1) 地方労働委員会から「都道府県労働委員会」への名称変更。
- (2) 計画的な審査
  - ① 労働委員会は、審問開始前に、争点・証拠や審問回数等を記載した審査計画を作成すること。
  - ② 労働委員会は、審査期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表すること。
- (3) 迅速・的確な事実認定
  - ① 公益委員が合議により証人の出頭、物件の提出等を命ずることができること。
  - ② 提出を命ぜられても提出されなかった物件については、命令の取消訴訟における証拠提出を制限すること。
- (4) 中央労働委員会の審査体制の整備
  - ① 命令の発出は、公益委員全員（15 人）の合議によらず、5 人の公益委員で構成する小委員会の合議によることを原則とすること。
  - ② 中央労働委員会が、都道府県労働委員会に対して研修、援助等を行うことができること。
- (5) 都道府県労働委員会に対する規制緩和  
事務局に次長を配置する規制を廃止するとともに、条例による委員定数の増員又は小委員会制の導入を可能とすること。
- (6) 和解の促進
  - ① 労働委員会は、当事者に和解を勧めることができること。
  - ② 労働委員会が作成した和解調書は、強制執行に関して債務名義とみなす等、和解の法的効果について規定すること。

# 事業概要

平成25年版

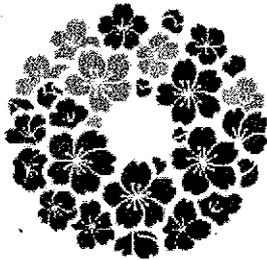
平成25年8月発行

編集・発行 東京都労働委員会事務局  
新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03(5320)6981  
<http://www.toroui.metro.tokyo.jp/>

印刷所 協和総合印刷株式会社  
江東区大島七丁目37番2号  
電話 03(3685)6411



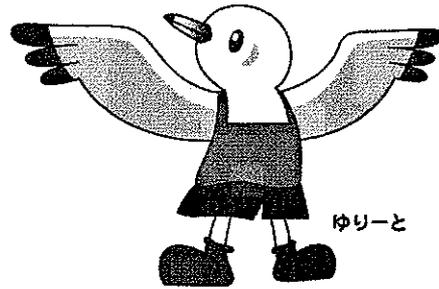
古紙配合率70%再生紙を使用しています  
石油系溶剤を含まないインキを使用しています



TOKYO ● 2020  
CANDIDATE CITY

2020年 オリンピック・  
パラリンピックを日本で!

東京に 多摩に 島々に 羽ばたけアスリート



ゆりーと

スポーツ祭東京2013

第68回国民体育大会・第13回全国障害者スポーツ大会